

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和7年7月9日（金）午前9時30分～午前10時12分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	欠	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第17号 農地法第3条の規定による地役権設定の許可申請について
- (3) 議案第18号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第20号 農地法第5条の規定による賃貸借権の許可申請について
- (6) 議案第21号 農用地利用集積等促進計画（No.5）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第22号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

事務局	<p>お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。皆様ご承知のとおり、4番、鳥越委員におかれましては、6月25日にご逝去されました。総会の開会に先立ちまして、故鳥越一志様のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。</p> <p>恐れ入ります。皆様、ご起立ください。 黙祷始め。</p> <p>[黙 祷]</p> <p>黙祷終わります。ご着席ください。総会の進行を高月会長お願いします</p>
議長	<p>それでは、ただ今から令和7年度第4回農業委員会総会を開催します。</p>
議長	<p>本日は、<u>大山</u>委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、8番坪井委員と、1番岸野委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第16号から議案第22号の7議案です。</p>
議長	<p>議案第16号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>3</u>件議題とします。事務局から説明します。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>13</u>番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>譲渡人は現在、東京在住ですが、高齢の為、矢掛町へは戻らないということで、農業廃止とし、近所の方に農地を譲るということです。特に問題はありません。</p>
議長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号<u>13</u>番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、事案番号<u>13</u>番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	13番と同じ条件です。譲渡人が近所の譲受人へ農地を譲るという案件になります。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
6 番委員	譲受人と譲渡人は近所に住んでおり、譲受人は適切に管理出来るものと思います。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>17</u> 号 農地法第3条の規定による地役権の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>この案件は農地に地役権を設定するものです。議案に同封しておりました資料をご覧ください。</p> <p>具体的には農地に通行地役権を設定するというものになります。通行地役権というのは他人の土地を自分の土地の為に利用する権利であります。自分の土地のことを要役地、使用される土地のことを承役地と言います。</p> <p>地役権設定も農地に対する権利設定となりますので、3条の許可が必要となります。ただし通常の所有権移転や、賃借権の設定とは異なり下限面積要件、全部効率利用要件、常時従事要件等はございません。所有権や現況に変更があるものではなく、通ることが出来る権利を設定するというものでございます。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

小田地区 推進委員	手前の田んぼが休耕しており、通行には支障ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>18</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題 とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号2番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>2</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	現地確認を行いました。使用状況から見て問題は無いと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>19</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件 議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号14番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。地元農業委員の意見をお願いします。
小田地区 推進委員	現地確認を行いました。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>14 番</u> につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>14番</u> について、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>20</u> 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	<p>事案番号 2 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	こちらは、耕作放棄地となっている農地を、建設会社が残土置場として使用するという案件です。現地確認の結果、残土置場として使用して問題無いと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>2 番</u> につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>2 番</u> について、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>21</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 5) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。

事務局	<p>議案第21号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第2号で審議いただきます。</p>
議長 各委員	<p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局の説明が終わりました。議案第 <u>21号</u> について、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第 <u>21号</u> について、「異議なし」と決定します。</p>
議長	<p>議案第 <u>22号</u> 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。</p>
事務局	<p>議案第 <u>22号</u> は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p>
議長 各委員	<p>(計画の内容について説明)</p> <p>議案第 <u>22号</u> につきまして、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第 <u>22号</u> について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。</p>
議長	<p>次に 4. 各種報告 について確認します。</p>
議長 中川地区 推進委員	<p>(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。</p>
議長	<p>(2) 利用目的の変更届について</p>

三谷地区 推進委員	<p>地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。特に問題はありません。</p>
川面地区 推進委員	<p>事案番号2番について、確認しました。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p>
山田地区 推進委員	<p>事案番号1番、2番について、確認しました。問題ありません。</p>
中川地区 推進委員	<p>事案番号3番について、確認しました。特に問題はありません。</p>
議 長	<p>(4) 農地転用の工事完了報告について</p> <p>地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>
三谷地区 推進委員	<p>三谷地区について、確認しました。問題ありません。</p>
中川地区 推進委員	<p>中川地区について、確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p> <p>引き続き、協議会を開催します。</p>